

平成 23 年 3 月 8 日

ラオス預金者保護規則概要

ラオスには、預金者保護のための基金が以下のような規則によって設立されている。この規則により、商業銀行に預けられた預金は 1 人 1,500 万 Kip (約 15 万円) まで保護される。

1999 年 8 月 Regulation on Depositor Protection Fund

上記規則の概要は以下である。

預金者保護基金規則

預金者保護基金の活動と管理は、ラオス中央銀行監督検査局により監督される (第 3 条)。ラオスで銀行業務の免許を与えられた全ての商業銀行は、当該基金の加入者となる (第 6 条)。基金の加入者は、決算年の平均預金残高の 0.1% の掛金を支払わなければならない。掛金は最低 1,000Kip である (第 9 条)。基金の適用預金は、ラオスの商業銀行に預けられた全ての預金で、国内通貨、外国通貨建てである。適用預金は、当座預金、貯蓄預金、定期預金が含まれる (第 11 条)。非適用預金は、行政官の預金、融資担保預金、銀行間預金、金融機関預金、政府預金、中央銀行預金などがある (第 12 条)。債務不履行の商業銀行は、適用預金の総残高の割合で、その通貨で補償を受けることができる。補償の最高額は 1 人当たり 1,500 万 Kip で、元金と利息となる。補償金は 6 カ月以内に支払われるものとする (第 13 条)。